

議案第九十六号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和六年十一月二十一日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年十月中央区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

付則第二項中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

付則第三項中「第十四条第四項」を「第十三条第四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第百二号）の施行に伴い、規定を整備するため、この条例案を提出します。